

# 規制の事前評価書

法律又は政令の名称：建設業法施行令の一部を改正する政令案

規制の名称：(1) 特定建設業の許可、監理技術者の配置及び施工体制台帳の作成が必要となる下請契約の金額の下限の引き上げ  
(第2条及び第7条の4関係)

(2) 専任の主任技術者・監理技術者の配置が必要な建設工事の請負代金額の下限の引き上げ  
(第27条第1項及び第30条第2項関係)

規制の区分：新設、改正（拡充、**緩和**）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：不動産・建設経済局建設業課

評価実施時期：令和4年10月7日

## 1 規制の目的、内容及び必要性

### ① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

#### (1) の規制の概要

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号。以下「令」という。）において、下請代金の金額が4,000万円以上（許可を受けようとする建設業が建築工事業である場合においては6,000万円）になる建設工事を発注者から直接請け負う者は、特定建設業の許可を受けなければならない（法第3条第1項第2号、令第2条）、特定建設業者は、下請代金の金額を当該金額以上となる建設工事を施工する場合には、工事現場に監理技術者を置かなければならないこととされている（法第26条第2項）。

また、特定建設業者は、下請代金の額が4,000万円（請け負った建設工事が建築一式工事である場合においては、6,000万円）以上となる建設工事を請け負った場合に、施工体制台帳を作成しなければならないこととされている（法第24条の8第1項、令第7条の4）。

#### (2) の規制の概要

公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で、工事一件の請負代金の金額（以下「令第27条第1項の金額」という。）が3,500万円（建築一式工事にあっては7,000万円）以上のものについては、その工事現場に置かれる主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに専任でなければならないこととされている（法第26条第3項、令第27条第1項）。

また、型枠工事など施工技術が画一的な下請工事であって、その下請代金額が3,500万円未満の「特定専門工事」については、元請負人と下請負人の合意により、下請負人による主任技術者の配置を不要とすることができることとされている（法第26条の3第2項、令第30条第2項）。

(1) 及び (2) について規制の緩和を行わない場合に生じると予測される状況

これらの金額は、工事費の上昇等を反映するため、数次に渡り改正されており、平成 28 年に現行の金額とされているところであるが、同年以降、工事費の上昇が発生しているところ、金額の見直しが行われていないことによりこれらの規定は実質的に規制強化となっている。

このような状況において、近年、監理技術者又は主任技術者の資格を有する者は減少してきており（※1）、金額要件に工事費の上昇を反映しない場合、技術者不足に拍車がかかり、建設工事の適正かつ円滑な施工に懸念が生じるおそれがある。

(※1) 60 歳未満の監理技術者数（監理技術者資格者証保有者数）の推移

H22：約 52 万人→R3：約 45 万人（約 13%減）

60 歳未満の 2 級技術検定の有資格者（主任技術者）数の推移

H23：約 138 万人→R3：約 109 万人（約 21%減）

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

(1) 及び (2) について

[課題及びその発生原因]

前回改正時（平成 28 年度）以降、工事費が上昇しているところ、金額の見直しが行われていないことにより、実質的に規制強化となっている。

この点、近年、監理技術者又は主任技術者の資格を有する者は減少してきており、金額要件に工事費の上昇を反映しない場合、技術者不足に拍車がかかり、建設工事の適正かつ円滑な施工に懸念が生じるおそれがある。

[規制緩和の内容]

特定建設業の許可を受けなければならない下請契約の金額を、4,500 万円（許可を受けようとする建設業が建築工事業である場合においては 7,000 万円）に引き上げる（これにより、監理技術者の設置が必要な下請代金額も引き上がることとなる。）。

施工体制台帳の作成が必要となる下請契約の金額を、4,500 万円（請け負った建築一式工事である場合においては 7,000 万円）に引き上げる。

また、専任の主任技術者・監理技術者の設置が必要な建設工事の請負代金額を、4,000 万円（請け負った建設工事が建築一式である場合においては 8,000 万円）に引き上げる。あわせて、特定専門工事の対象となる下請金額の上限を 4,000 万円に引き上げる。

## 2 直接的な費用の把握

③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

(1) 及び (2) について

本規制緩和による遵守費用は発生しない。

- ④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

(1) 及び (2) について

本規制緩和の費用として、建設工事の適正な施工が確保されているかについて、必要に応じて行政庁が立入検査等を行い把握する必要があるが、現状においても、建設業法の遵守状況等について、各行政庁が立入検査等によるモニタリングを実施していることから、本規制緩和により発生する費用については、軽微であると想定される。

### 3 直接的な効果（便益）の把握

- ⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

(1) 及び (2) について

前回改正時（平成 28 年度）に参照した平成 26 年度の建設工事費と比較して、令和 3 年度の建設工事費は約 13%上昇しており、実質的に規制強化となっているところ、本規制緩和は、当該規制強化を是正するという効果がある。

（参考）建設工事費デフレーター（建設総合）

99.8%（H26）→ 113.2%（R3）⇒ +13.4% ※平成 27 年度を 100 とした場合

- ⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

(1) 及び (2) について

⑤の効果を金銭価値化することは困難である。

- ⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

(1) 及び (2) について

本規制緩和の対象となる建設業者において、人的費用や施工体制台帳の作成に係る事務的費用等が減少する。

### 4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

- ⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

(1) 及び (2) について

本規制緩和は、工事費の上昇を踏まえて金額の見直しを行うものであることから、本規制緩和による副次的な影響及び波及的な影響は想定されない。

## 5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

(1) 及び (2) について

本規制緩和には、建設工事の適正な施工が確保されているかについて、必要に応じて行政庁が立入検査等を行う等の軽微な行政費用が発生する。一方で、本規制緩和には、工事費の上昇による実質的な規制強化について、是正が図られるという効果がある。

以上のことから、効果が費用を上回ると考えられ、本規制緩和は妥当である。

## 6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

(1) 及び (2) について

本規制緩和については、金額要件に近年の工事費の上昇を反映するものであることから、代替案を設定することは困難である。

## 7 その他の関連事項

- ⑪ 評価の活用状況等の明記

有識者からなる「適正な施工確保のための技術者制度検討会」において、本規制緩和の内容についての議論が行われた。

## 8 事後評価の実施時期等

- ⑫ 事後評価の実施時期の明記

(1) 及び (2) について

本規制緩和については、施行から5年後（令和10年）に事後評価を実施する。

- ⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

(1) 及び (2) について

本規制緩和の事後評価については、建設工事費デフレーター等を指標として活用する。